

医療計画を踏まえた基本計画との整合性の 明確化について（案）

① 拠点病院については、これまで2次医療圏ごとに1箇所という方針で整備を進めてきたところであり、基本法においては、「がん医療の均てん化」について規定されている。

② 一方で、都道府県は、医療法に基づく平成20年度からの新たな医療計画において記載するがん等に係る地域ごとの医療連携体制については、必ずしも従来の2次医療圏ごとの計画ではなく、地域の実情に応じた圏域ごとの計画を作成することとされている。

また、都道府県がん対策推進計画については、基本法に基づき、医療計画等との調和が保たれたものでなければならないとされている。

③ このため、基本計画においては、①及び②を総合的に判断し、「原則として全国すべての2次医療圏において、3年以内に、概ね1箇所程度拠点病院を整備する」ことが個別目標として掲げられている。

④ 以上より、今後は、原則としてすべての2次医療圏において、1箇所整備することを目標とするが、指定要件を満たし、かつ、都道府県がん対策推進計画において当該都道府県におけるがん診療の連携体制が明確にされている場合等には2次医療圏に複数箇所整備すること等ができるものとしてはどうか。

また、都道府県がん診療連携拠点病院については、連携調整機能と研修機能といった役割分担等が同様に明確にされている場合等には、都道府県に2箇所以上整備できるものとしてはどうか。

人口規模に応じた2次医療圏別の拠点病院の整備状況

人口規模	2次医療圏数 (358)	拠点病院の整備状況	拠点病院数 (286)
100万人以上	25医療圏 (7.0%)	2カ所以上整備：8医療圏(32%) 1カ所整備：14医療圏(56%) 未整備：3医療圏(12%)	41病院 (14%)
70万人～100万人	24医療圏 (6.7%)	2カ所以上整備：7医療圏(30%) 1カ所整備：16医療圏(67%) 未整備：1医療圏(4%)	37病院 (13%)
40万人～70万人	52医療圏 (14.5%)	2カ所以上整備：22医療圏(42%) 1カ所整備：25医療圏(48%) 未整備：5医療圏(10%)	79病院 (28%)
10万人～40万人	166医療圏 (46.4%)	2カ所以上整備：10医療圏(6%) 1カ所整備：99医療圏(60%) 未整備：57医療圏(34%)	119病院 (42%)
10万人未満	91医療圏 (24.9%)	2カ所以上整備：1医療圏(1%) 1カ所整備：8医療圏(9%) 未整備：82医療圏(90%)	10病院 (3%)

患者の流入・流出（平成 17 年患者調査）

（単位：千人）

1. 入院患者（病院のみ）

	総 数	二次医療圏内	二次医療圏外	
			県 内	県 外
がん患者（入院）	140.3 (100%)	101.8 (72.6%)	28.6 (20.4%)	9.2 (6.6%)
患者（全数）	1391.6 (100%)	1051.4 (75.6%)	248.4 (17.8%)	80.9 (5.8%)

2. 通院患者（病院及び診療所）

	総 数	県 内	県 外
がん患者	140.1 (100%)	132.1 (94.3%)	7.6 (5.4%)
患者(全数)	7092.4 (100%)	6892.3 (97.2%)	173.6 (2.5%)

（注）総数には、不詳を含む。